

令和6年度 デジタルサイネージ放映を中心としたプロモーション業務 委託仕様書

1 業務名

令和6年度 デジタルサイネージ放映を中心としたプロモーション業務委託

2 事業趣旨

本区では、本市総合企画局事業「地域特性を踏まえた定住・移住促進トライアル事業」を担っており、令和6年度にアニメーション等のデジタルコンテンツを活用した定住・移住の促進、若者の職業観の醸成及び地域個性の再認識・魅力発信を図る。

本業務は、デジタルコンテンツを多くの中京区民や市外からの通勤・観光客に知っていただくため、効果的なプロモーションを検討し、デジタルサイネージへの放映等を行うものである。

3 委託業務の内容

(1) 近畿圏をターゲットとしたデジタルサイネージの放映

ア 主なターゲット

多くの中京区民、中京区への通勤・観光客、特に若者世代（20代、単身世帯）とする。

イ 放映先

事業趣旨及びアのターゲットを考慮し、主要な1～2媒体を選定すること。

また放映地域は、近畿圏とすること。

ウ 放映するコンテンツ

本区が別途支給するコンテンツ（映像素材等）を各放映先と調整し、放映すること。

各放映先の規格があり、変換が必要な場合は速やかに本区に連絡すること。（変換の費用は本区が負担する。）

エ 放映時期・期間

事前に本区の承認を受けたうえで、各放映先の放映回数や時期、期間（1週間以上）について、最も効果的な露出となるよう調整すること。

放映の調整は本契約締結後、速やかに各放映先と行い開始し、令和7年3月末までに放映すること。

オ 調整業務等

放映先等の関係者との調整等、放映に要する一切の業務を行うこと。

また、放映の様子は記録すること。放映先への旅費等は委託費用に含める。

(2) 完了報告

ア 放映の様子（記録写真）、実施期間がわかる完了報告書（Wordデータ又はPDFデータ）を令和7年3月31日（月）までに、「中京区役所地域力推進室 企画担当」まで提出すること。

提出先のメールアドレス：nakagyo@city.kyoto.lg.jp

4 業務委託料の上限

500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 その他

(1) 協議

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本区と受託者の協議によりその解決を図る。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本区の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(4) 著作権の取扱

この委託業務により生じた著作権については本区に帰属させるものとする。